

## 水銀濃度測定結果調査票

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
水銀排出施設の名称及び型式	
水銀排出施設の種類	
測定業者名	
測定箇所 (試料採取位置)	
他施設との煙道の共有の有無	有・無
煙道を共有している施設の名称	
施設の使用状況	稼働 ・ 休止 ・ 稼働前
令和7年度の年間稼働時間(実働時間)	

測定回数 <sup>※1</sup>		1回目	2回目	3回目
全水銀	測定値 (μg/m <sup>3</sup> )			
ガス状水銀	実測値 (μg/m <sup>3</sup> )			
	酸素濃度補正值 (μg/m <sup>3</sup> )			
	酸素濃度 (%)			
	測定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	測定時刻	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
	検出下限値 (μg/m <sup>3</sup> )			
	定量下限値 (μg/m <sup>3</sup> )			
	連続測定の実施状況 <sup>※2</sup>	該当する・該当しない	該当する・該当しない	該当する・該当しない
粒子状水銀	実測値 (μg/m <sup>3</sup> )			
	酸素濃度補正值 (μg/m <sup>3</sup> )			
	酸素濃度 (%)			
	測定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	測定時刻	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
	検出下限値 (μg/m <sup>3</sup> )			
	定量下限値 (μg/m <sup>3</sup> )			
測定時の乾き排ガス流量 (m <sup>3</sup> /h)				
粒子状水銀測定の省略要件を満たしているか <sup>※3</sup>		満たしている ・ 満たしていない		
粒子状水銀測定の省略要件の調査 <sup>※4</sup> 別紙記入例参照		継続期間の 最初の日	要件の3年間継続 を確認した日	要件を満たしてい ない日 <sup>※5</sup>
確認した日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考				

(裏面に続く)

※1

施設種	施設規模	測定回数
下記以外の施設	排出ガス量（湿り） 4万m <sup>3</sup> /h以上	4ヶ月をこえない作業 期間ごとに1回以上
	排出ガス量（湿り） 4万m <sup>3</sup> /h未満	6ヶ月をこえない作業 期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	—	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	—	年1回以上

（再測定を行った場合は、最後の測定日から起算します。）

（予備施設である等の理由のため、測定回数が少ない場合には、備考欄に理由を記載してください。）

※2 JIS B 7994：2021 排ガス中の水銀自動計測器 による連続測定法とする。

※3 水銀排出施設が、連続する3年の間継続して以下①～③のいずれかの条件を満たす場合

- ①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満であること。
- ②測定結果の年平均（※3）が50μg/m<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの。
- ③測定結果の年平均（※3）が50μg/m<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5μg/m<sup>3</sup>未満であるもの。

※4 要件を満たしていない日については可能な限りご記入ください。

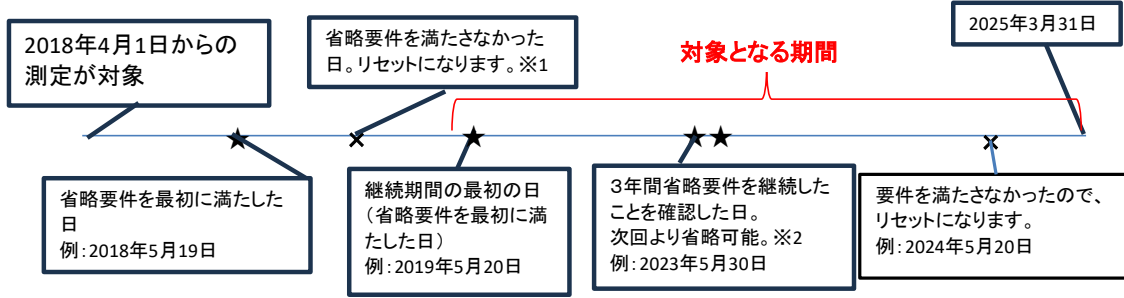
※5 連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。  
再測定を行った場合は、再測定の結果（「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く 全ての結果の平均値）を用いて、年平均値を算出する。

※6 令和7年度中の定期測定で排出基準を上回る濃度が検出され、再測定を令和8年度に実施した場合、その再測定結果についても情報提供ください。

※7 排出基準を上回る濃度が検出されていた場合には、その原因について考えられることを、備考欄に記載してください。

## 粒子状水銀測定のプロセス要件の履歴調査の記入例

### 粒子状水銀の測定省略までの流れの例



粒子状水銀測定のプロセス要件の調査※3	継続期間の最初の日	要件の3年間継続を確認した日	要件を満たしていない日※4
確認した日	2019年5月20日	2023年5月30日	2024年5月20日

- ※1 要件を満たさなかった場合、構造変更等で環境が変わった場合、継続となりません。その日付以降に最初に要件を満たした日から3年間省略要件を継続する必要があります。
- ※2 最初に要件を満たした日から3年間の間に施設の休止があった場合、省略要件を3年間継続したとみなす日は休止の日数分後ろにずれます。
- ※3 水銀排出施設が、連続する3年の間継続して以下①～③のいずれかの条件を満たす場合  
 ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満であること。  
 ② 測定結果の年平均（※3）が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの。  
 ③ 測定結果の年平均（※3）が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満であるもの。
- ※4 要件を満たしていない日については可能な限りご記入ください。